



同	舟川松成	同	同	青島	552番地
同	塚田敏郎	同	同	下飯野	4613番地
同	林徹	同	同	荒又	80番地
同	扇原賢一	同	同	櫛山	89番地2
同	松田勉	同	同	春日	520番地
同	白又正明	同	同	新屋	1533番地
同	杉原和夫	同	同	吉原	745番地
同	城崎久満	同	同	若栗新	48番地
同	目澤孝一	同	同	上野	1553番地
同	屋木秀夫	同	同	道古	193番地
同	福澤保雄	同	同	福島新	148番地
同	高澤三男	同	同	木根	358番地
同	圍芳範	同	同	高畠	195番地3
同	田中茂	同	同	田中	203番地
同	森下和紀	同	同	青木	2055番地
同	中山広和	同	同	墓ノ木	56番地
同	坂東克	同	同	西中	180番地
監事	中易雅人	同	同	浦山新	503番地
同	永原隆俊	同	同	神林	125番地
同	野坂宗永	同	同	下飯野	4539番地

### 土地改良区の役員の就任

入善土地改良区の役員に次の者が令和8年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月10日

富山県知事 新田 八 朗

職名 氏名

住 所

理事 上田 英 俊

下新川郡入善町入膳 5535番地

---

同	林	徹	同	同	荒又	80番地
同	中	易 雅 人	同	同	浦山新	503番地
同	川	成 健 一	同	同	櫛山	1497番地
同	園	芳 範	同	同	高畠	195番地 3
同	福	澤 保 雄	同	同	福島新	148番地
同	高	澤 三 男	同	同	木根	358番地
同	田	中 茂	同	同	田中	203番地
同	森	下 和 紀	同	同	青木	2055番地
同	坂	東 克	同	同	西中	180番地
同	辻	田 規 和	同	同	八幡	86番地
同	草	島 隆 良	同	同	上野	1160番地
同	長	谷川 一 男	同	同	新屋	2810番地
同	柳	平 祐 二	同	同	吉原	861番地
同	塚	田 久 則	同	同	下飯野	4591番地
同	上	田 齐	同	同	入膳	310番地
同	寺	林 寿 司	同	同	小摺戸	1436番地
同	島	尻 うめ子	同	同	上飯野	923番地
同	白	又 聖 子	同	同	新屋	1533番地
監 事	川	畠 清 人	同	同	野中	376番地
同	稻	場 健	同	同	木根	434番地 2
同	亀	田 大 洋	同	同	横山	1655番地 1

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年6月10日

---

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 黒部店 黒部市立野 168番1 外72  
筆

## 2 店舗を設置する者 株式会社PLANT

## 3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所／北側1箇所、東側2箇所、南側1箇所

(変更後) 3箇所／北側1箇所、東側1箇所、南側1箇所

## 4 変更の日 令和8年6月1日

## 5 変更の理由 駐車場内にガソリンスタンド及びコインランドリーを併設することに伴い、駐車場出入口を1箇所封鎖するもの

## 6 届出の日 令和8年5月29日

## 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

## 8 縦覧期間 令和8年6月10日から令和8年10月13日まで

## 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年6月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ウエルシア富山天正寺店 富山市天正寺1106番1 ほか

2 店舗を設置する者 株式会社リベラ・リアル・エステート・マネジメント

3 変更事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所／敷地西側2ヶ所、敷地東側2ヶ所

(変更後) 3箇所／敷地西側2ヶ所、敷地東側1ヶ所

4 変更の日 令和8年6月1日

5 変更の理由 駐車場内に新たにクリニックを誘致することに伴い、駐車場出入口を1箇所封鎖するため。

6 届出の日 令和8年5月29日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年6月10日から令和8年10月13日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

